

政令第二百六十号

古物営業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

古物営業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三十年十月二十四日とする。

## 理由

古物営業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。